

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和六年九月十九日

同	同	同	広島県監査委員
三	奥	山	小林
田		下	秀矩
利	兆	智	
江	生	之	
子			